

指宿市子ども読書活動推進計画



平成18年 8 月

指 宿 市 教 育 委 員 会

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	基本的な考え方	2
第3章	子どもの読書活動推進のための方策	3
I	家庭、地域における子ども読書活動の推進	3
1	家庭、地域における子ども読書活動の推進方策	
(1)	家庭における子ども読書活動の推進	
(2)	市立図書館における子どもの読書活動の推進	
2	市立図書館の整備・充実	
(1)	図書資料の整備	
(2)	各ステーションへの図書配本の推進	
(3)	司書の研修等の充実	
(4)	障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実	
II	学校等における子どもの読書活動の推進	5
1	学校等における子どもの読書活動の推進方策	
(1)	子どもの読書習慣の確立・読書指導の充実	
(2)	家庭、地域との連携による読書活動の推進	
(3)	全教職員の意識高揚	
(4)	障害のある子どもの読書活動推進	
(5)	幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進	
2	学校図書館等の整備・充実	
(1)	学校図書館の図書資料・施設、設備その他諸条件の整備・充実	
(2)	市立図書館や他校の学校図書館との連携・協力	
(3)	幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫	
III	子どもの読書活動に関する啓発広報の推進	7
1	「子ども読書の日」を中心とした取組	
2	学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	
IV	子ども読書活動推進体制の整備	8

第1章 はじめに

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要である。

鹿児島県においては、全国に先駆けて「親子20分読書活動」、「かごしまの子ども朝読み夕読み」など読書推進活動が展開され、本市においても活動を継承・拡大して、生涯学習の観点に立ち、市民全体を対象とした「心を育てる」事業を展開し、家庭・地域・学校が一体となり子どもの読書活動の推進に取り組んできた。その結果、小学校の親子読書会をはじめ多くの読書グループが発足するなど、子どもの読書活動を推進する環境が整ってきつつある。しかし、現状においては、子どもの読書活動が日常の生活の中で習慣化されているとは言い難い面もある。

今後、すべての子どもが読書の習慣を身に付け、生涯にわたって維持していくためには、子どもが読書活動に取り組むことができるような環境を、大人が責任を持って整備していくことが必要である。

そのため、本市は、21世紀を担う子どもたちの読書活動の充実をめざし、国の「子ども読書活動推進基本計画」を基本とするとも、本市の子どもの読書活動推進状況等を踏まえ、「子ども読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき「指宿市子ども読書活動推進計画」を策定する。本計画の実施期間は、平成18年度からおおむね5年間とする。

第2章 基本的な考え方

子どもが、生涯にわたる読書習慣を見に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子ども自身がその発達段階に応じて読書の楽しさを知ることのできる環境の整備を、社会全体で取り組んでいくことが必要である。そのため、市は国の基本方針を踏まえ、次の点を基本方針とする。

- 1 子どもの読書活動について、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みの推進に努める。
- 2 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努める。
- 3 子どもの読書活動に関する市民の理解と関心の普及に努める。

この基本方針を具現化するために、市においては、次の3つの推進の柱を立てて計画を進めていくこととする。

- I 家庭、地域における子どもの読書活動の推進
- II 学校等における子どもの読書活動の推進
- III 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

Iについては、家庭や地域において「親子20分読書」、「朝読み・夕読み」等の読書活動を生かしながら、親子で読書に親しみ、家庭や地域全体で読書を習慣化していくよう取り組みを行っていくことが重要である。

IIについては、学校において教育課程にのっとり意図的・計画的な読書指導が行われているので、今後、それをさらに充実させ、子どもの主体的な読書態度の育成や読書習慣の形成を図ることが重要である。

IIIについては、子どもの主体的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の間に広く理解と関心を深め、読書活動を推進する社会的気運の醸成を図ることが重要である。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

I 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

1 家庭、地域における子どもの読書活動の推進方策

指宿市においては、指宿市立図書館（図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ）の有効な活用を図り、地域の読書グループ等の協力を受け、各家庭や地域全体で読書に親しむ機会が持てるようにすることが重要である。

(1) 家庭、地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者自身が読書に親しみ、読み聞かせを行うなど、家庭において子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、読書に対する興味や関心を引き出すために働きかけていくことが必要である。

ア 家庭や地域における「親子20分読書」や「朝読み・夕読み」等の推進

イ 市立図書館における保護者やPTA等を対象とした読書活動の意義や必要性を理解させる各種講座の開催

ウ 子どもの発達段階に応じた読書活動の在り方を考える家庭教育に関する講座の開催

エ 公民館等地域で、子ども会が行う読み聞かせや昔話を聞く会等、親子・高齢者等が触れ合う機会の提供

オ 農村環境改善センター図書室における子どもの読書活動の推進

(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館は、子どもたちが読書の楽しみを知り、読書に親しむ契機となる場であり、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っている。

ア 子どもの読書に必要なスペースの確保、児童図書収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施

イ 地域の親子読書会、読書グループ等関係団体や、学校、保育所等関係機関と連携した、子どもの読書への興味を引きつける多様な行事の開催

ウ ボランティアが活動できる場や機会等の情報提供を図る研修の実施

エ 学校図書館・児童館図書室や公民館図書室等への図書資料の団体貸出や巡回貸出等、地域全体へのサービス提供

オ 学校で実施される「朝の読書」や読み聞かせ、ブックトーク等読書推進活動への支援や学校への積極的な情報提供

2 市立図書館の整備・充実

市立図書館においては、図書資料・設備等の充実を図るとともに、司書をはじめとする職員の資質向上を図ることで、地域における子どもの読書活動推進に積極的な役割を果たすことが重要である。

(1) 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、市立図書館に豊富で多様な図書資料を整備し、絵本コーナーやヤングアダルトコーナー等、子どもの読書への興味・関心を高めるコーナーを設置するなどの工夫が必要である。

また、他の公立図書館との相互貸借等を積極的に進めることも図書資料の充実には必要なことである。

図書資料の整備については、児童図書をはじめ各世代のニーズを踏まえ、今後も計画的な整備の促進に努める。

(2) 図書配本による地域への促進

市立図書館から遠い学校・保育園等には、図書配本によるサービスは、子どもの読書活動の推進に有効であり、重要な活動の一つであることから、その整備の促進に努める。

(3) 司書の研修等の充実

司書には、住民のニーズに応えた資料提供とともに、読み聞かせ等読書指導の知識や技術を身に付けておくことなどが求められ、司書は子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たす。

このため、子どもたちや保護者のさまざまなニーズに適切に応えられる司書が専門的知識・技能を習得することができるよう司書の配置や職員研修の充実に努める。

(4) 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもの読書活動を推進するためには、車椅子等の配慮、図書館利用の際の介助等を実施し、読書環境の整備の促進に努める。

(5) 利用しやすいレファレンス（調査相談業務）・情報の提供

子どもの本に関するレファレンスサービスの充実

図書館では、子どもの興味に応じた本の選び方などの相談に応じると共に、学校図書館に対して本の情報を提供し、レファレンスサービスの充実に努める。

(6) 農村環境改善センター図書室の整備充実

II 学校等における子どもの読書活動の推進

1 学校等における子どもの読書活動の推進方策

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて読書活動が推進されており、子どもの読書意欲の喚起や読書習慣の育成のために、全教育活動を通じて読書活動をさらに充実させていくとともに、家庭や地域との連携の促進が求められる。

(1) 子どもの読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、実態や校種に応じた取り組みを推進する。

ア 「朝の読書」等、教員と児童生徒が読書をする時間の設定

イ 読書や学校図書館の利用を指導計画に位置付けた意図的・計画的な読書指導の推進

ウ 読み聞かせや各種シアター等、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動の推進

エ 推薦図書を選定、推薦図書コーナーの設置、ブックトーク等、個に応じた本の紹介や読書目標冊数の設定

オ 読書指導に関する職員研修の充実

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広げていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進する。

ア 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及

イ 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等についての家庭への啓発の推進

ウ 親子読書や朝読み夕読みの取り組みへの支援及び推進

エ 市立図書館の利用に関する計画的な指導と活用の促進

オ 読書ボランティアグループ等や市立図書館司書等の活用による読書活動の多様化

(3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解するよう努める。

そのため、学校図書館の活用方策や読書指導の促進方策について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要である。

ア 読書指導の研究校や家庭や地域との連携の実践校の事例紹介

イ 司書教諭や図書館担当事務職員等との連携を図った全校態勢による読書指導の事例や実践例の紹介

ウ 読書指導担当者等の部会や研修会の充実

(4) 障害のある子どもの読書活動推進

障害のある子どもが豊かな読書活動が体験できるように、読書活動支援を推進する。

ア 障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の実践例の紹介

イ 他校との読書指導に関する資料や情報の交換の促進

(5) 幼稚園・保育園や児童館における子どもの読書活動の推進

幼児期に読書の楽しさと出会わせることが、その後の読書活動の基礎となる。教員、保育士や保護者が現在行われている幼稚園等や家庭における幼児の読書活動を充実させるために、幼稚園等における次の取り組みを推進する。

ア 教員や保育士だけでなく小・中・高校生等が読み聞かせを行う等、多様な読書活動の推進

イ 保護者に対する家庭での読み聞かせ等の意義や重要性の理解促進

ウ 一坪図書館の設置や児童館を利用し、本と身近に接し、子どもたちの生活に根ざした活動の推進に努める。

2 学校図書館等の整備・充実

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能を持ち、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されており、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。また、図書資料に関して、市立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行う等、連携・協力も重要である。

(1) 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

ア 学校図書館の図書資料の充実

各学校ごとに毎年計画的な図書購入に努める。

イ 学校図書館施設・設備の整備・充実

児童生徒が利用しやすい図書館の設備、環境の充実に努める。

ウ 学校図書館の活用の充実に努める人的環境の整備

読み聞かせやブックトーク、各種シアター等学校図書館に対する広報活動、電算化を促進し図書データベースの作成等のための地域ボランティアなどの外部団体の活用を努める。

エ 学校図書館の開放
地域に対して可能なかぎり開放に努める。

オ 農村環境改善センター図書室や他校図書館との連携

(2) 市立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

ア 市立図書館との連携

市立図書館との連携を図りながら行事等の共催に努める。

イ 他校の学校図書館との連携・協力

自校にない図書や複数の同一図書等を近隣の学校図書館と連携し相互対借などの協力関係維持に努める。

(3) 幼稚園や保育園における図書スペースの確保と選書の工夫

ア 図書スペースの確保

子どもが絵本に親しみ、安心して図書に触れることができるスペースの確保に努めるよう促していく。

イ 図書スペースの運営

保護者やボランティアなどの外部人材の協力を得て、図書スペースの運営に努めよう促していく。

ウ 選書の工夫

発達段階に応じた図書設定の工夫が図られるよう支援に努める。

III 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「こども読書の日」(4月23日)は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものである。

子どもの読書活動に対する関心が高まるこの時期に、各学校、市立図書館においては、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい催し物等の取り組みが実施されることが求められる。

また、市立図書館では、「子ども読書の日」の趣旨を生かし、年間を通じて子どもと大人がともに地域全体で読書活動を推進する気運を高めていくよう努める。

2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から

収集したり提供したりして、啓発広報をすることが大切である。

そこで、市立図書館においては、広報紙やホームページ等を活用し児童図書の新刊情報を掲載する。

IV 子ども読書活動推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、保育園、幼稚園、学校、図書館、社会教育課、学校教育課、親子読書会等と連携・協力体制の整備・充実に努める。

子どもの読書活動の推進に関する法律

※ 法律第154号(H13.12.12公布・施行)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県は又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。